

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年9月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年9月24日から同年10月14日まで縦覧に供する。

平成22年9月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西土居地区	三木町産業振興課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高木中地区	〃
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川骨池地区	高松市産業経済部土地改良課
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 由良地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鎌野地区	〃
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 半田池地区	〃